

金田地区の産業 養蚕業（２） 蚕種代金 （2024， 2）

この古文書は、寺田縄の旧家から提供された文書の一つです。  
 時代は、江戸期です。全部で百数十点を超える文書を頂きました。  
 古文書は「御家流」と呼ばれる流儀で記され、朝廷、幕府、諸藩で公文書として用  
 いられ、寺小屋などでも教えられていたので、広く庶民の間でも使われていました。  
 御家流での文字は、比較的読みやすいとされていますが、私人間で交わされた文書  
 は、書き手の癖などにより、読むのに苦労します。  
 天保十（1837）年の「覚書」で、養蚕の蚕種の売買に関する文書です。



「解説文」

覚

文政十三寅盆後迄差引

一 金四両<sup>①</sup>

御参種

式分式朱

代七両

老勿二分四厘

右書面之通売懸有之處此度帳面

相調候<sup>①</sup>ニ付掛合行届<sup>①</sup>き以勘弁此金子

二両<sup>①</sup>而皆済帳面表不残相消申候<sup>①</sup>而依之

請取書差出し申候以上

吉沢中村

天保十亥年

可免屋

八月十七日

直蔵

寺田繩村

代太助

操吾様

御世話人

次郎左衛門様

御役頭様

①

①

文書は、天保十年（1837）に吉沢中村の可免屋（亀屋）店主直蔵、代理の太助と寺田繩村の操吾、世話人次郎左衛門及び役頭との間で交わされた覚書です。

「御参種（蚕の卵）の代金七両の残金、四両分の支払いを、文政13年（1839）のお盆迄の返済とします」と記されています。

続けて、文面には、「書面の通り売掛されていたが、双方、相談の結果、四両を二両に値下げして支払われたので、掛け売りの帳簿を消し、この受取書をさし出します」と、読めます。

- ・ 天保十年（1837）に、寺田繩村の操吾等と吉沢中村の可免屋（亀屋）との間で、御三種（蚕の卵）の取引がされた記録が存在することは、寺田繩村で、すでに養蚕が行われていたことを、知ることが出来ます。

寺田繩村での養蚕の始まりは、不明ですがこの年よりも以前であることが分かります。

- ・ 蚕種の掛け売りが行われる程に、相互の間で取引が盛んであり、信頼関係が構築されていたこと。背景には、当時寺田繩村の養蚕が盛んであったこと。などが考えられます。

- ・ 養蚕農家は、蚕種（さんしゅ）を購入して、蚕を飼育します。
- ・ 御参種とは、蚕の卵のことで、お蚕様とも通称されていました。